

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	指置の 分類	指置の 内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案 事項 管理 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管 関係府省庁
100010	土地改良施設の管理事業の一部を共同して行う組織の設立要請の届出	土地改良法第77条第1項	土地改良区は、その事業の一部を共同して行うため、土地改良区連合を設立することができる。	現行法で規定される、農業用排水施設に係る管理の一部を共同して行う土地改良区間の連合の設立について、同一行政区域かつ同一水系の川において、土地改良事業により設置した各地域の当該施設を一体的に扱入し、その管理主体たる土地改良区と普通地方公共団体が、その現行地域を一つの地域とする組織を設け、その事業の一部を共同して行うことを可能とする。	同一行政区域かつ同一水系の河川に設置した農業用排水施設について、管理の一元化を図り、管理コストの削減、技術者の確保・育成及び当該河川の水利の合理化等を促進し、農業の生産基盤たる当該施設を、適正かつ安定的に管理執行するとともに、当該水系の自然環境・生態系を保全する。現行法においては、土地改良施設の管理事業の一部を共同して行う組織を設ける場合、土地改良区間の連合に限定され、当該施設の管理主体たる地方自治体と土地改良区間による組織を設けることができない。今回、現期の特例措置として求める当該組織は、その管理主体、地域、事業が限定されていることから、その管理主体たる河川と土地改良区間の組織を設立することができるものとする。 【提案理由】当該地区は、河川にわたる網走川流域において土地改良事業によって設置した施設を有し、その管理は、事業中に河川と土地改良区が各々行う等、極めて非効率かつ不経済な体制で運営されている。このため、その事業の一部を共同化し効率的な水利システムを確立するとともに、河川の土地・水利利用の合理化を図り、適正かつ安定的な管理執行体制を確立し、次世代に継承する。 【代替措置】当該組織の事務は、施設の管理事業に限定されるため、現行法に基づき土地改良区連合でなくとも、その事務の一部共同化は可能であり、河川連合等に、農業生産型の整備と開発を目的とする土地改良事業の推進が図られるものと考ええる。	C	—	土地改良事業は、関係する農業者の3分の2の同意により、事業に反対する農業者も参加し、費用負担も併せよとなるが土地改良法(昭和24年法律第185号)第77条において複数の事業者が共同して事業を行う場合は、同一水系かつ同一河川内には、農業用排水施設の共同利用、農業用水の配水調整の共同実施等、相当の調整がある場合に限られている。 ご提案の地域においては、目的を異にする別の土地改良事業によって造成された農業用水利施設を、それぞれ異なる管理が管理されており、土地改良法第77条の連合を設立する上で必要な土地改良法上の相当の調整がない。 本案案については、土地改良法第77条の連合を設立するまでもなく、施設維持や事務について協力的や協定等を締結するなど、具体的な事務処理を共同で行って効率化を図ることは、現行制度においても可能である。	右提案主体からの意見及び補足資料を指置へ、既述通り、指置された。	本提案は、同一行政区域かつ同一水系の農業用排水施設の管理を、その事務の一部共同化によって効率化し、適切な執行体制を次世代に引き継ぐことを目指している。指置では、現行制度でも、協定や協定等の締結により可能とあるが、初管理施設の一つは、土地改良区の地区に含まれていない。土地改良法上、土地改良区は、その地区内の事業を行うものとして、かつ、その事業には当該施設等の管理も含まれているため、指置外で行う管理維持等の実施は、行わないこととなることである。		1 0 0 7 0 1 0	大空町、東峰町、網走川土地改良区	北海道	農林水産省
100020	圃場の転用許可権限の取上げの移譲及び農地転用許可(農大)との事前協議の廃止	農地法第4条、第5条、及び附則第2項	農地は農地以外のものとする場合又は農地転用の権利設定・移転を行う場合には、農政審判官の許可(4ha超の場合は農林水産省の許可)が必要である。また、転用権限が2ha超4ha以下の農地転用を許可しようとする場合には、あらかじめ農林水産大臣に協議が必要とする。	地域の農林水産業の活性化につながる農地の農地転用の許可基準は、国の転用許可権限を前に協議するときに、大臣との事前協議を廃止する。	・農地転用の許可基準は法令及び詳細な処理基準に基づいて全国統一に運用されており、事前協議の廃止等を行ったとしても、全国的な見地からの圃場の圃場の確保が行える。 ・手続きの簡便化し申請者の負担軽減を図るため、圃場の許可基準に基づき場合には、転用申請が4ha超え入場の場合に事前協議を廃止し、転用許可権限を前記した。また、転用申請が4ha以下の圃場の転用許可に係る大臣との事前協議を廃止した。	C	—	農地は、食料生産にとって最も基礎的な資源であることから、優良農地については、良好な転用条件・保全し、有効利用を図ることとする。また、農地の確保と有効利用は、国土の保全等農業生産活動により生じる圃場の確保の適切な対応を促すためである。 農地転用許可基準については、法令に明確に規定した上で、処理の詳細を定めていることである。処理基準等は多岐にわたるため、農地転用申請に際しては、農地転用許可権限を前記した。また、転用申請が4ha超え入場の場合に事前協議を廃止し、転用許可権限を前記した。また、転用申請が4ha以下の圃場の転用許可に係る大臣との事前協議を廃止した。	右提案主体からの意見を受取る。再度検討し指置された。	「圃場の大きな農地の転用許可については、一層レベルの視点に立った判断が必要」との指置だが、農地法及び処理基準等においては、農地の規模にかかわらず同一の判断基準となっているにもかかわらず、大規模農地の転用許可において、法令等で求められているレベルの視点に立った判断が必要とする結果を招かずにない。 農地転用について、地域の農林水産業の活性化につながる農地が認められた大規模転用の場合は、申請者の農地確保や非効率の削減を図るため、転用許可権限を前に協議し、農地転用の転用許可に係る大臣との事前協議を廃止していただきたい。	1 0 0 1 0 0	兵庫県	兵庫県	農林水産省	
100030	地方公共団体が野鳥及び有害鳥獣の捕獲により捕獲された特定外来生物の運搬の取扱いに関する法律(平成十七年農林水産省令第二号)	地方公共団体の職員がその職務の遂行に際し捕獲された特定外来生物の運搬の取扱いに関する法律(平成十七年農林水産省令第二号)	地方公共団体の職員がその職務の遂行に際し捕獲された特定外来生物の運搬の取扱いに関する法律(平成十七年農林水産省令第二号)	野鳥や有害鳥獣捕獲において捕獲された特定外来生物の運搬の取扱いに関する法律(平成十七年農林水産省令第二号)に基づき主務大臣の承認を受ける必要はない。	地方公共団体が、農作物に被害を与える有害鳥獣捕獲において、捕獲した特定外来生物を処分する際の取扱いに関する法律(平成十七年農林水産省令第二号)に基づき主務大臣の承認を受ける必要はない。 また、地方公共団体の職員がその職務の遂行に際し捕獲された特定外来生物の運搬の取扱いに関する法律(平成十七年農林水産省令第二号)に基づき主務大臣の承認を受ける必要はない。 また、地方公共団体の職員がその職務の遂行に際し捕獲された特定外来生物の運搬の取扱いに関する法律(平成十七年農林水産省令第二号)に基づき主務大臣の承認を受ける必要はない。	D	—	特定外来生物法第十八条第一項に規定する事項については、特定外来生物の運搬防止を限りつつ必要な取扱いを行うことにより、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としているものであり、適切に行う必要がある。 ただし、地方公共団体の職員がその職務の遂行に際し捕獲された特定外来生物の運搬の取扱いを行う場合には、捕獲等の取扱いの適用外規定(特定外来生物による生態系にに係る被害の防止に関する法律(平成十七年農林水産省令第二号)に適合するものとする。現行法上においても、特定外来生物による生態系にに係る被害の防止に関する法律(平成十七年農林水産省令第二号)に基づき主務大臣の承認を受ける必要はない。			1 0 0 5 0 0	愛知県	愛知県	環境省・農林水産省	